

五所川原市果樹雪害対策等支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 市は、令和8年1月からの豪雪により果樹の枝折れ・幹折れ等の被害を受けた樹園地の早期復旧に要する経費について、予算の範囲内において、五所川原市果樹雪害対策等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費等)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、事業実施主体、補助率、補助金の額及び採択要件は、別表のとおりとする。

(交付申請等)

第3 補助金の交付を申請及び請求しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、令和8年度五所川原市果樹雪害対策等支援事業費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して令和9年2月26日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 果樹雪害対策等事業計画（第1号様式 別紙）
- (2) 補助対象経費の内容を明らかにした書類（領収書等）
- (3) 五所川原市果樹雪害対策等支援事業費補助金振込口座届出書（第2号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第1号に規定する添付書類について、市が農業協同組合又は取扱販売店等から提供される情報で確認ができる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

(交付決定等)

第4 市長は、第3の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて現地等を調査し、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により補助金の交付を決定したときは、令和8年度五所川原市果樹雪害対策等支援事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書（第3号様式）により交付申請者に通知するものとする。

3 補助金の請求日については、交付決定日とする。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は令和8年9月7日から施行する。

別表（第2関係）

区 分	補助対象経費	事業実施主体	補助率及び補助金の額	採択要件	重要な変更
被害樹の改植支援タイプ	1 令和8年1月からの豪雪により被害を受けた樹園地を早期復旧するために必要な苗木の購入費 ※令和8年4月1日以降に発注、購入したことが証明できるものに限る。 2 補助対象作物及び品種 別記「五所川原市果樹産地構造改革計画（令和8年6月）」に位置づけられている振興品目（りんご、ぶどう）の苗木購入費用 3 次の(1)から(3)までに該当する経費は除く。 (1)事業の期間中に発生した事故・災害の処理に要する経費 (2)補助対象経費に係る消費税及び地方消費税 (3)その他本事業を実施する上で必要と認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費 ※1 購入合計額を購入数量で除して得た平均額（1円未満の端数切捨て）を単価として用いる。	令和8年1月からの豪雪により被害を受けた果樹販売農家	左の補助対象経費の合計額の3分の1に相当する額以内の額。ただし、苗木1本当たりの上限単価を700円とする。 ※上記の補助金額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切捨てる。	1 市内に住所を有する農業者又は市内に所在する農業法人であること。 2 収入保険、果樹共済等の農業保険に加入している、又は今後加入する意向が確認できること。 3 市が農業協同組合若しくは取扱販売店又は関係機関から補助金の交付に必要な情報の提供を受けること及び利用することに同意できること。 4 令和8年度中に改植に必要な苗木の購入・納品が完了できること。 5 国や県等の他事業による改植支援を受けていないこと。（※改植面積が2a未満等）	1 事業実施主体の変更 2 事業の中止又は廃止 3 補助金の増又は事業費の30%を超える増減